

株式会社 UNICON ホールディングス

臨時取締役会 議事録

1. 日 時 2025年8月20日(水) 午前10時00分
2. 場 所 UNICON ホールディングス本社会議室
3. 出席者 取締役総数 8名 出席取締役数 8名
監査役総数 3名 出席監査役数 3名
4. 議 事 上記のとおり出席があり、取締役会は有効に成立したので、代表取締役小山剛は定刻議長席につき審議に入った。
5. 決議事項

第1号議案 引受人の買取引受による株式売出しの件

議長は、当社普通株式の東京証券取引所(以下「取引所」という。)への上場に伴い、下記のとおり当社普通株式の売出しについて議場に諮ったところ、出席取締役全員異議なくこれを承認可決した。

記

- (1) 売出人及び売出株式数 別紙2記載のとおり
- (2) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、別紙1記載の金融商品取引業者が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。引受価額は売出価格と同時に決定される。
- (3) 売 出 価 格 未定(売出価格の決定にあたり、2025年9月5日に仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2025年9月17日に決定する。)
- (4) 申 込 期 間 2025年9月18日(木曜日)から
2025年9月24日(水曜日)まで
- (5) 申 込 株 数 単 位 100株
- (6) 株 式 受 渡 期 日 2025年9月26日(金曜日)
- (7) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして一般向け売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。
- (8) 前記各項を除くほか、この株式売出しに関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

第2号議案 オーバーアロットメントによる株式売出しの件

議長は、第1号議案における引受人の買取引受による株式売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で行われる、野村証券株式会社が当社株主であるエンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合より708,700株を上限として借入れる当社株式の野村証券株式会社による売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）について説明を行い、議場に諮ったところ、出席取締役は全員異議なくこれを承認可決した。

記

- (1) 売出人及び売出株式数 売出人 野村証券株式会社
売出株式数 当社普通株式708,700株
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2025年9月17日（売出価格等決定日）に決定される。)
- (2) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (3) 売 出 価 格 未定（第1号議案における売出価格と同一となる。)
- (4) 申 込 期 間 第1号議案における申込期間と同一である。
- (5) 申 込 株 数 単 位 第1号議案における申込株数単位と同一である。
- (6) 株 式 受 渡 期 日 第1号議案における株式受渡期日と同一である。
- (7) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、第1号議案の引受人の買取引受による株式売出しが中止となる場合、本株式売出しも中止される。

第3号議案 有価証券届出書等関係書類の作成等及び引受契約等の締結の承認の件

議長は、第1号議案における引受人の買取引受による株式売出し及び第2号議案におけるオーバーアロットメントによる売出し（以下合わせて「本件売出し」と総称する。）に係る有価証券届出書等関係書類の作成等及び引受契約等の締結につき下記の要領で承認したい旨の説明を行い、議場に諮ったところ、出席取締役は全員異議なくこれを承認可決した。

記

本取締役会に提出された本件売出しのための有価証券届出書案を承認し、これと大要同一の有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）をそれぞれ代表取締役小山剛が作成し、関係当局に提出することを承認する。また、同時に本取締役会に提出された本件売出しのための目論見書案を承認し、代表取締役小山剛がこれと大要同一の

目論見書（その訂正事項分を含む。）を作成すること並びに第1号議案（2）に記載の引受人及び第2号議案（1）に記載の売出人が本件売出しに際して当該目論見書を使用することを承認する。

また、第1号議案における引受人の買取引受による株式売出しに際して締結する予定の、本取締役会に提出された草案の様式による株式売出引受契約を承認し、代表取締役小山剛に対してこれらに必要な修正（もしあれば）を加えてかかる引受契約等を締結する権限を付与する。

第4号議案 親引けの件

議長は、第1号議案における引受人の買取引受による株式売出しに関し、引受人に対し、当社が指定する販売先（親引け先）に株式の販売を要請する予定である旨説明を行い、議場に諮ったところ、出席取締役は全員異議なく承認可決した。

指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載の通りである。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
UNICON ホールディングスグループ従業員持株会	取得金額 32,000 千円 を上限として要請を行う予定であります。	福利厚生のため
株式会社きらやか銀行	取得金額 300,000 千円 を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社七十七銀行	取得金額 300,000 千円 を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社東邦銀行	取得金額 300,000 千円 を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社シーティーエス	取得金額 100,000 千円 を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社しもごう環境サービス	取得金額 100,000 千円 を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社仙台銘板	取得金額 100,000 千円 を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社高助	取得金額 100,000 千円 を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社アクティオ	取得金額 80,000 千円	既存取引先との関係強化のため

	を上限として要請を行う予定であります。	ため
株式会社亜喜建設	取得金額 50,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
加藤建材工業株式会社	取得金額 50,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
金沢興業株式会社	取得金額 50,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
東北電機鉄工株式会社	取得金額 50,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
東北レミコン株式会社	取得金額 50,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社ナカムラ	取得金額 50,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
山形酸素株式会社	取得金額 50,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社鈴木総業	取得金額 40,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社太陽警備保障	取得金額 30,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
東栄コンクリート工業株式会社	取得金額 30,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社北陽	取得金額 30,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
理研興業株式会社	取得金額 30,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため

株式会社エコー設備工業	取得金額 20,000 千円 を上限として要請を行 う予定であります。	既存取引先との関係強化の ため
株式会社置賜総合保険	取得金額 20,000 千円 を上限として要請を行 う予定であります。	既存取引先との関係強化の ため
株式会社四釜サッシセンター	取得金額 20,000 千円 を上限として要請を行 う予定であります。	既存取引先との関係強化の ため
田村建材株式会社	取得金額 20,000 千円 を上限として要請を行 う予定であります。	既存取引先との関係強化の ため
株式会社マルニ建工	取得金額 20,000 千円 を上限として要請を行 う予定であります。	既存取引先との関係強化の ため
新和商事株式会社	取得金額 15,000 千円 を上限として要請を行 う予定であります。	既存取引先との関係強化の ため
有限会社ヒロテック	取得金額 10,000 千円 を上限として要請を行 う予定であります。	既存取引先との関係強化の ため
株式会社ヤマコン	取得金額 10,000 千円 を上限として要請を行 う予定であります。	既存取引先との関係強化の ため

第5号議案 特別口座を開設する口座管理機関決定の件

議長は、当社普通株式の取引所への上場において、「社債、株式等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号）第131条第1項の規定に基づく株主宛通知状により、当社の株式に係る特別口座を開設する口座管理機関を通知しなければならない旨説明し、当社の特別口座については、株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社を口座管理機関としたい旨提案し、議場に諮ったところ、出席取締役は全員異議なく承認可決した。

6. 報告事項

議長の指名により、取締役湯田高弘は、本日の株式売出しに関する決議に基づき有価証券届出書を2025年8月20日に東北財務局長宛に提出することを報告した。

7. 閉 会 午前10時15分

以上、議事の経過及びその結果を明確にするため、本議事録を作成し、出席取締役及び監査役は、次に記名捺印する。

2025年8月20日

株式会社 UNICON ホールディングス 取締役会

議長 代表取締役 小 山 剛

取締役 植 村 賢 二

取締役 井 上 孝

取締役 大 浦 和 久

取締役 湯 田 高 弘

取締役 桂 樹 正 隆

取締役 谷 口 徹

取締役 青 海 孝 行

監査役 佐藤 哲雄

監査役 石村 信雄

監査役 角野 里奈
(本籍名 岡田 里奈)

別紙1

引受人の氏名又は名称	住 所
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
静銀ティーエム証券株式会社	静岡県静岡市葵区追手町1番13号
ちばぎん証券株式会社	千葉県千葉市中央区中央二丁目5番1号
合計 8 社	

別紙2

売出人の氏名又は名称	住 所	売 出 株 式 数
エンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	4,725,100株
合 計 1 名		合計 4,725,100株